

知多市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 1 1 号

知多市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知多市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和 3 年知多市規則第 3 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(他の法令で定める埋立て等) 第3条 (略) 第1号から第4号まで (略) (5) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (昭和36年法律第191号) <u>第12条第1項又は第30条第1項</u>の規定による許可を要する行為 第6号から第14号まで (略) 別表第1 (第7条関係) 施工基準 第1項から第4項まで (略) 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u> (昭和37年政令第16号) <u>第8条から第12条までの</u>規定に適合すること。 第6項から第11項まで (略)	(他の法令で定める埋立て等) 第3条 (略) 第1号から第4号まで (略) (5) <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号) <u>第8条第1項</u>の規定による許可を要する行為 第6号から第14号まで (略) 別表第1 (第7条関係) 施工基準 第1項から第4項まで (略) 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、<u>宅地造成等規制法施行令</u> (昭和37年政令第16号) <u>第6条から第10条までの</u>規定に適合すること。 第6項から第11項まで (略)